

教えて!

安保法制がわかりません。

アソビタビ!

作: 上越中央法律事務所

第一話「集団的自衛権. その1」



	紛争時	平時
武力行使	<ul style="list-style-type: none"> ① 武力攻撃事態 → 個別的自衛権の行使 ② 存立危機事態 (事態対処法) 	<ul style="list-style-type: none"> 武器使用の応酬から武力紛争に発展するおそれ
後方支援	<ul style="list-style-type: none"> → 他国の武力行使と一体化 	<ul style="list-style-type: none"> ③ 重要影響事態 (重要影響事態安全確保法) → 後方支援活動
武器使用権限の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> → 戦争そのもの 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 自衛隊法の改正 → 在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用
	<ul style="list-style-type: none"> 国連決議あり → 集団的安全保障措置の一環としての武力措置への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ④ 国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) → 協力支援活動
		<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 国際平和協力法 → 駆けつけ警護のための武器使用 治安維持活動のための武器使用
		日本への影響は考慮しない

えい！

でも、②の「存立危機事態」に該当する場合には、日本が攻撃されていなくても、集団的自衛権の行使、つまり武力行使ができるようになるんだ。

集団的自衛権って、日本が攻撃されたときの話じゃないんだ。

自衛つていう言葉が入っているから、誤解しやすいけれど、そうなんだよ。

へえ！ところで、ソマリツキジタイってどういうこと？

キキ？

うん、キキ！

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合のことだよ。」

よくそんなの、答えられるね。

うちは聞いてるだけだから詳しくは言えないよ。

日本が攻撃された場合に匹敵する事態と説明されたりもするけれど、ほとんどにそういう場合限定されるのか疑問だという声もあるよ。

事例 14 戦時における国際的な掃海活動への参加

（画像は朝日新聞デジタルより引用）

除去 除去

各国のタンカー

機雷

例えば、ホルムス海峡に機雷が敷設された場合にも、この存立危機事態に該当するから、集団的自衛権を行使して、機雷を除去する活動に加わることもありうると説明されているんだ。

限定された集団的自衛権？

「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合のことだよ。」

中東だね。

ホルムス海峡とペルシア湾の間にある海峡だよ。

小むい、小むい...

そこに機雷がまかれるとどうして日本が攻撃されるの？

どこにあるの？

ホルムス海峡って

The Asahi Shimbun

クウェート
ペルシア湾
カタール
アラブ首長国連邦
ホルムス海峡
イラン
サウジアラビア

これは、例外的に許容されている個別の自衛権だよ。

左側の四角が後方支援。他国の武力行使と一体化すると、後方支援も武力行使にあたるので、ゆるぎないけれど、一体化しない場合には、武力行使にはあたらず、許されるとしてきた。

右側の四角が武器の使用ってことか。

そうだね。武器の使用は国家の意思に基づいてなされる場合、武力の行使にあたるけれど、正当防衛など個人的判断でなされる場合には例外的に武力行使にあたらず許されるとしてきたんだ。

それが、こういう風になるよ。

武力行使、後方支援、武器の使用の関係

武力の行使

後方支援

武器の使用

青い部分が狭くなったね！

そうとおり。個別の自衛権だけではなく、集団的自衛権や集団安全措置などの武力行使も許されることになったし、後方支援や武器の使用についても、武力行使にあたらず許されるとされる場面が広がったんだ。

なるほど。でも、「よくわからない」という人がほとんどに多いし、いつまでに成立させるかを先に決めようという乱暴なやり方はしないでちゃんと議論して欲しいよね。

そうだね。特に憲法違反の法律をつくるというのは憲法尊重擁護義務に照らして問題があるから、この点を曖昧にしてはいけないと思うよ。

難しい話がたくさんあったけど、今回1つだけ分かったことがあるよ。

惜しい...

苦渋ね。

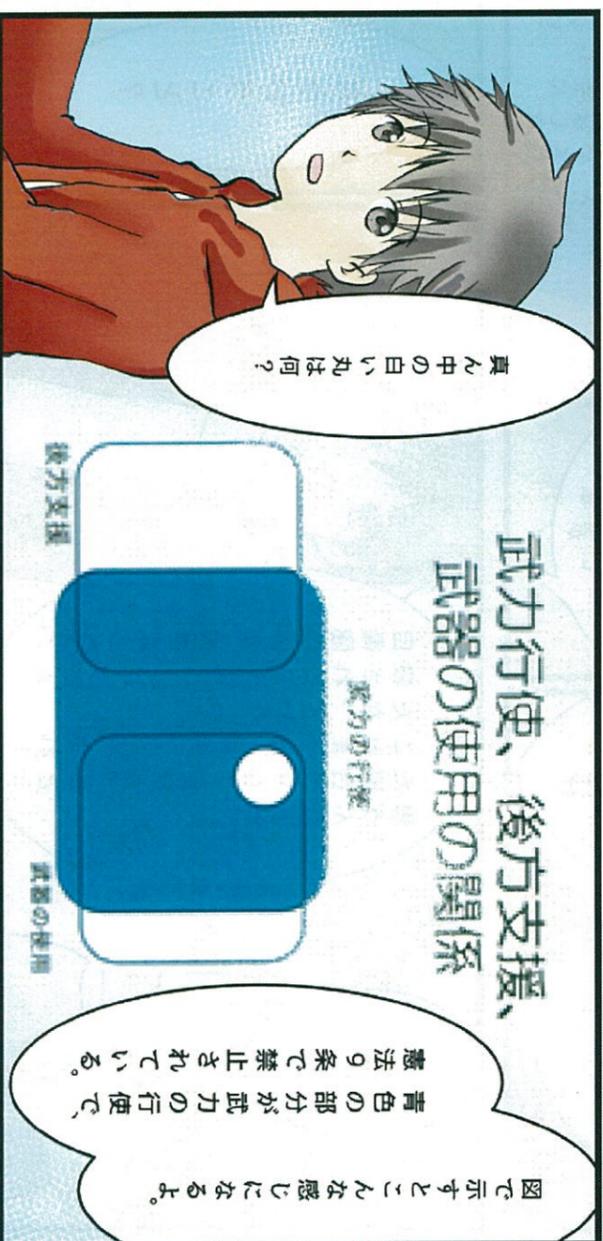
なるほど。でも、「よくわからない」という人がほとんどに多いし、いつまでに成立させるかを先に決めようという乱暴なやり方はしないでちゃんと議論して欲しいよね。

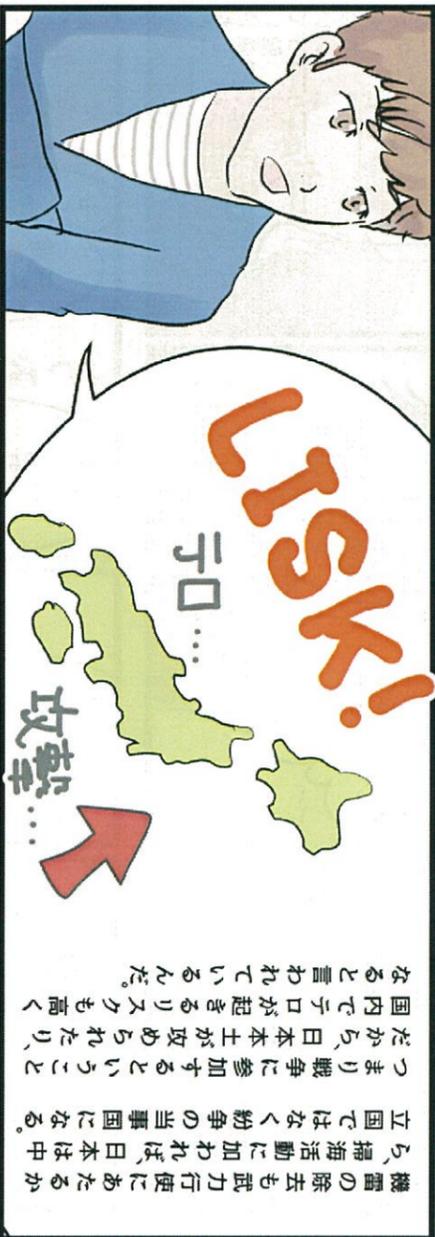
殺されたりすることになるんだな。これまでは、日本が攻撃された場合の90%の選択だったと思うんだよね。

どうということ？



終わりに





教えて!

安保法制がわかりません。

ポンポンタタ!

作: 上越中央法律事務所

第五話「自衛隊法改正」



自衛隊法改正	①武力攻撃事態・集団的自衛権の行使 (憲法第9条)	②存立危機事態 (憲法第9条)	③重要影響事態 (重要影響事態安全保障法)	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法)
武力行使 - 他国のもの	①集団的自衛権の行使 - 集団的自衛権の行使として武力措置への参画	②自衛隊法改正 - 在外邦人の救出のための武器使用 - 在外邦人の救出のための武器使用 - 在外邦人の救出のための武器使用	③自衛隊法改正 - 自衛隊法改正 - 自衛隊法改正	④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) - 協力支援活動
武器使用等 - 武器使用等 - 武器使用等	⑤自衛隊法改正 - 自衛隊法改正 - 自衛隊法改正	⑥自衛隊法改正 - 自衛隊法改正 - 自衛隊法改正	⑦自衛隊法改正 - 自衛隊法改正 - 自衛隊法改正	⑧自衛隊法改正 - 自衛隊法改正 - 自衛隊法改正

最後は、表⑤の自衛隊法の改正についてだね。



在外邦人の救出



教えて!

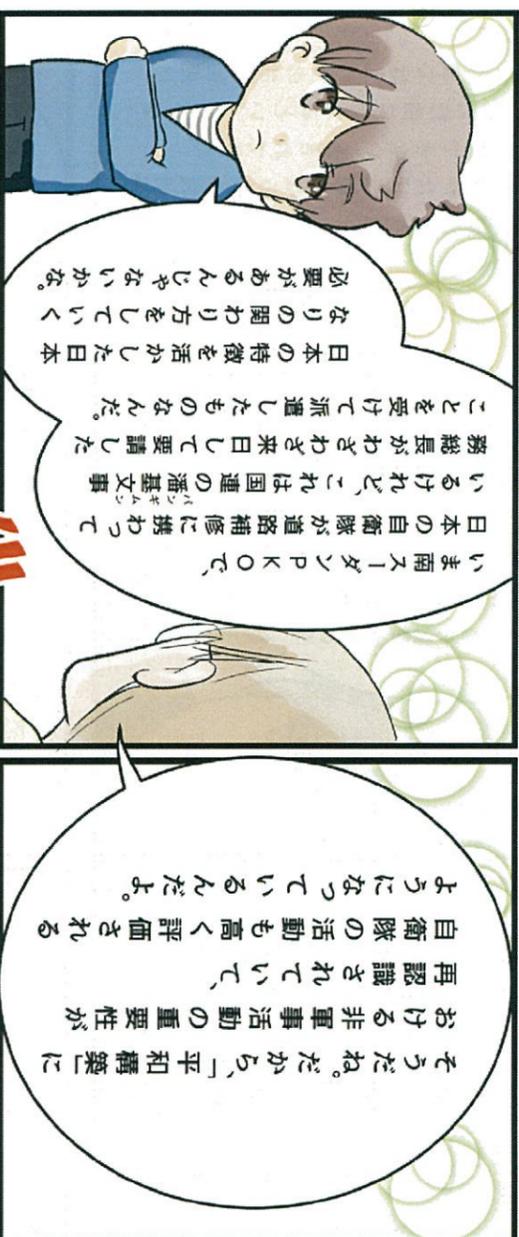
安保法制がわかりません。

ポンポンタタ!

作: 上越中央法律事務所

第二話「集団的自衛権. その2」







でも、「例外なき事前承認」は国際平和共同対処事態の協力支援活動の話(表④)だよ。

武力行使	①武力攻撃事態 - 個別的自然権の行使	②存在危機事態 (事態対処法)	③重要影響事態 (重要影響事態安全保障法)	④国際平和共同対処事態 (国際平和対処法)
<ul style="list-style-type: none"> - 戦争その他の - 後方支援 - 他国の武力行使と一体化 	<ul style="list-style-type: none"> - 国連決議あり - 集団安全条約締結への参加 - 集団的自衛権の行使 - 他国との武力相違への参加 	<ul style="list-style-type: none"> - 在外邦人の救出のための武力行使 - 在外邦人の武器等防護のための武力行使 - 自衛隊法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> - 重要影響事態の余地が残され - 集団的自衛権とか(表②、③)に承認するのかもしれない - 必要に応じて、必ず国会が事前承認 - ニュースで「例外なき事前承認」 	<ul style="list-style-type: none"> - 国際平和協力の改正 - 国際平和協力の改正 - 国際平和協力の改正 - 国際平和協力の改正
平時	<ul style="list-style-type: none"> - 武器使用増進 - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大 - 武器使用の拡大



ちよつと黙ってしてくれるかな。

言葉の意味はよくわからなけれど、とにかくよく聞かばそうだね。

憲法の違反、立憲主義違反に
なるだけじゃなくて、
国際法にも違反するおそれ
が大きいんだ。

先制攻撃の行使は、
国際法違反、立憲主義違反に
なるだけじゃなくて、
国際法にも違反するおそれ
が大きいんだ。

武力の行使は、
①集団安全保障措置の一環として
②個別的自衛権を行使する場合
③集団的自衛権を行使する場合
の3つだけなんだ。

そのとおり。

先制攻撃っていうのは
国際法違反じゃないの？

安倍総理は、例えばアメリカ
が先制攻撃をして、それに対
する反撃を受けた場合でも、
集団的自衛権を行使する可能
性があるって言ってるんだよ。

ほん
と。
気分が
新緑の
季節だ
よな。

だからもうちよつと
黙っててくれないかな。

うん。
頭抱つたら寝れちゃつたから
寝きはまた今度お願い。

先制攻撃が侵略ってことは、
その国と一緒に武力攻撃すれば、
侵略に荷担することになる。
ちやうね、これはほんとにやばい！

先制攻撃は、①、③のどちらにも
当てはまらないから、国際法違
反になるってことだね。

うん。
そうだね。
国連決議に照らすと、
先制攻撃は、侵略行為に
該当することになるんだよ。

「維持するための活動なんだ。
したりして復興を支援し平和を
インフラを整備したり、給水活動を
そうだね、紛争が終わった後に

そのPKOの性質
が変わったの？

じゃあ日本の関わり方もそれにあわ
せて変更した方がいんじゃない？
治安維持活動つき、自衛隊が現地
パトロールとかして、悪い奴がいたら
戦ってやっつけてるんじゃない？
かっこいいな。

そんなに単純な話ではないよ。
紛争現場では、住民反政府グループ、政府
系の民兵が混在していて、誰が敵で誰が
味方かを見極めること自体が難しいんだ。
自爆テロとか武装集団の襲撃とかが繰り返
返し起こるような状態だから危険と隣り
合わせなんだよ。

さっきのISAFの活動でも
NATO軍に3500人の死者がで
ているし、イラク戦争でも米兵の犠牲者
は本格的な戦闘のときより駐留活動
中の方が多かったよ。

事例5 国連PKO要員らへの駆け付け警護

PKO要員
日本のNGO
他国部隊
攻撃
武装集団
PKO参加中の
自衛隊部隊
出向いて
救援

(画像は朝日新聞デジタルから引用)

駆けつけ警護は、武装集団に
襲われている他国の軍隊とか
NGOを助けに行くんだよね？
そのために武器を使うんだ
から、相手も応戦して本格的な戦
闘になる可能性はすごく高いね。

そうだね。自衛隊員に死傷者が出るのは、
ほとんど確実だと思うよ。
それと、現地で活動するNGOは、自衛隊が
そういう活動をするに反対している。

えっ、
そうなの！

現地
のNGOが
反対しているのに、
やるっていうのは
不思議な話だね。

紛争地域では、中立性の確保が
もつとも重要で、軍と関係があ
るとみなされると、攻撃を受
けるリスクが高まってしまう
からなんだ。

安保法制がわかりません。
アソビタマシ!
 第三話「後方支援」
 作：上越中央法律事務所

2001年のアメリカによる「復讐攻撃でタリバン政権が崩壊した。そこでアフガニスタンに民主国家をつくるために、ドイツのボンで話し合いがされた。このときの合意を「ボン合意」というんだ。

そのボン合意でISAFの活動をするかが決まったの？

そうだね。暫定政権だけで治安を維持するのは難しいから首都カブールの治安維持をNATOがサポートすることになったんだ。

国連は全然関わっていないの？

ISAFの活動を承認し、国連加盟国に協力を呼びかける内容の国連決議はある。でも、指揮権はあくまでNATOにあるんだ。

国連PKOとは違うの？

違うんだね。国連PKOとはこういうものにも参加できるようにしようとしているのか。

静かに!!!

他にも、自衛隊がこれまでできてなかった任務を任せられたり(表1)、武器を使える場面が増えたりするんだね(表3)。

そうだね、これまでは自衛隊がPKOに参加する場合、道路や橋を補修したりするインフラの整備が中心で武器を使うのは自分の身を守ったりする場面に限られていたんだ。

これからは治安維持活動とか駆けつけ警護もできるようにして、そういう任務を遂行するために武器を使うことができるようにするの？

そのとおり。

PKOでもKOでもないよ！ PKO!!!

国連の平和維持活動のこと！

バックーとかボクシングのことはあんまり...

PKOはわかるかな？ あるんだらうね。性質が変わったことがあるよ。

どうして変更しようとしているの？

今日は後方支援(表③④)の話だね。

永遠の憧れの舞台だよ、甲子園は。

あーがれるちー!!!

言うと思ったよ。

いやいや、本気だよ。高校生活のすべてをにかけてるんだから。

甲子園じゃないのか。なんだ、甲子園じゃないのか。なんなの？ コーヒーじゃエントって

甲子園じゃなくて、後方支援の話だよ。

今年のは、いとおもった方がいとおもったね。

「後方支援」というのは、日本独自の概念なんだよね？

国際的には兵站と言って、武器の行先にあたる。でも、燃料の輸送など兵站活動の一部を特別に「後方支援」と呼んで、それだけできるようにしたんだ。

でも他の国の軍隊の武力行使と一体化しないように、活動地域や内容を限定してきたんだ。

後方支援は、これまでも出来たんだ？

必要が生じるたびに、個別に法律をつくって、目的や期限を定めただけで、行ってきたんだ。

教えて!

ポップンタビ!

安保法制がわかりません。

第四話「PKO法改正」

作: 上越中央法律事務所

今日は表⑤のPKO

協力の改正の話だね。

平時	武力行使 —戦争そのもの	①武力攻撃事態 —集団的自衛権の行使 (専ら防衛法)		④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) —協力支援活動
		②存立危機事態 (専ら防衛法)	③重要影響事態 (重要影響事態安全確保法) —協力支援活動	
超平時	武力行使 —戦争そのもの	⑤自衛隊法の改正 —在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用	⑥国際平和協力法 —駆けつけ警備のための武器使用 治安維持活動のための武器使用	日本への影響は本道はない

集団的自衛権とか後方支援は
紛争が起きているときの話し
だっただけで、
今日の話しは紛争が一応終わっ
た後(平時)の話だね。



国連PKOだけじゃなくて
国連が統轄しない活動にも
参加できるようにするよ(表1)。

現行法	改正法により加わるもの	
I 参加する対象 国連PKO	+	国際連携平和安全活動
II 自衛隊の任務 道路・橋の補修 建築物の建設等	+	治安維持活動 駆けつけ警備
III 武器使用の基準	+	正当防衛・緊急避難 武器等を防護する場合

国連が統轄しない活動って
どういふもの?

ISAFAって聞いたことは
あるけどよくわかんないな。

最近の例で言えば、ISAFA
(国際治安支援部隊)があるね。
挨拶はやっぱり
基本だよな。

アイサツじゃなくて
アイサツだよ。



そのとおり。
でも、今回はいつでも自衛隊を派遣
できるようにするために、
恒久的な法律(表④)国際平和支援法
をつくらうとしているよ。

超平時	武力行使 —戦争そのもの	①武力攻撃事態 —集団的自衛権の行使 (専ら防衛法)		④国際平和共同対処事態 (国際平和支援法) —協力支援活動
		②存立危機事態 (専ら防衛法)	③重要影響事態 (重要影響事態安全確保法) —協力支援活動	
平時	武力行使 —戦争そのもの	⑤自衛隊法の改正 —在外邦人の救出のための武器使用 外国軍の武器等防護のための武器使用	⑥国際平和協力法 —駆けつけ警備のための武器使用 治安維持活動のための武器使用	日本への影響は本道はない

硬球はあたるよ。
痛いよね。ほんと。

でも、恒久法を作れば
すぐに対応できるから
いいんじゃないの?
いや、あ、二つもある意味は
ないんじゃないの?

必ずしもそうとは言えない。
派遣の必要性や、法的な根拠等につ
いては議論検討しないと
違法な戦争に加担すること
なりかねないと言われているよ。

イラク戦争なんかは、完全に
先制攻撃だし、
口実にされていた大量破壊
兵器もなかったから、国際法
違反は明らかだもんね。

イラク戦争のときは、
小泉総理が、いち早く
アメリカの選択を支持した
こともあって議論が十分に
尽くされなかったよね。

周辺事態法を改正して、
地理的な限定をなくすって
いう話もあるよね?

どちらの法律でも自衛隊がやる
内容はほとんど変わりがなくよ。

国際平和支援法(表④)と重要
影響事態法(表③)はどういう
関係になるの?

じゃあ、二つもある意味は
ないんじゃないの?



改正後は「現に戦闘が行われていない」地域であれば活動できることになるんだ。

「ただ、非戦闘地域でない活動は、つたんだけど、これまでは、活動できないんだね。」

「戦闘地域でも自衛隊が活動できるようにするんだよね。」

「活動中に戦闘行為が行われる可能性があっても活動できることか。」

「そんな危ないんじゃない？」

「もしか、戦闘現場になっても捜索・救助活動なら継続できるよ。」

「そうだね。」

従来	現に戦闘行為が行われていない	そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる	関係決定による変更
	+	現に戦闘行為が行われていない	
		そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる	

「X」の期間を通じて戦闘行為が行われる

「それ」後方支援の内容もかなり変わって、弾薬を供給したり、発進準備中の戦闘機への給油もできるよになるんだ。

「えっ！絶対危ないでしょ！」

「兵站部隊の方が、攻撃されやすいんだ。」

「現在アフガニスタン戦争でも兵站に従事したNATO軍に1000人以上の犠牲者がでているよ。」

「でもこれまでは自衛隊員にないんじゃないっけ？」

「自衛隊が後方支援を行う場合、武力行使はしないということをアピールして、砂漠でもあえて立つ迷彩服を着ていたんだよ。」

「そうなんだ！でも戦闘地域で弾薬を供給するようになったら絶対に狙われるよね。」

「自衛隊員に犠牲者がでるの、は確定だろうね。」

「自衛隊は、戦闘行為の一部を担うようになるんだね。」

「後方支援「協力支援」という言葉からイメージされることは全然違うね。」

「国際平和支援法では、事前の国会承認と「関連する国連決議が要件になっているけど、重要影響事象法では、国会承認は事後でもよく、国連決議は不要なんだ。」

「ただ、2つの法律では要件が違っているんだ。」

「そうとも言えるかな。」

「どういこと？」

「要件が緩い重要影響事象法がある」と国際平和支援法が要件を厳しくしている意味がないんじゃない？」

「一応日本に対する影響を考慮することになっているけど、重要影響事象法では一応日本に対する影響を考慮する必要があるんだ。」

「国際平和支援法では日本に対する影響は考慮する必要があるんだ。」

「イテロー？」

「「一応だよ」一応。」

「その留保は？」

「「似てる？」知らんか！」

「日本の平和と安全に重要な影響を与える事象という要件は抽象的すぎるから厳止めになるか疑問だね。」

「じゃあ、やっぱり国際平和支援法の方が要件は厳しいの？」

「そう言ってもいいかな。」

「ただ、秘密保護法があるから情報が隠されて国会の承認は形式的になるだろうね。」

「それに「関連する国連決議でいいなら、湾岸戦争に関する国連決議を根拠にイラクに自衛隊を派遣したようなことが繰り返されるかも知れないね。」

「あんまり要件が厳しくないんだね。」

「どっちも」